

重点支援地方交付金の追加

令和7年度補正予算

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 追加額：2.0兆円
- 対象事業：エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。

推奨事業メニュー	
(生活者支援)	(事業者支援)
①食料品の物価高騰に対する特別加算	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備
②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
③物価高騰に伴う子育て世帯支援	⑧農林水産業における物価高騰対策支援
④消費下支え等を通じた生活者支援	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

- 算定方法：人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定（都道府県、市町村）

重点支援地方交付金・推奨事業メニュー

＜追加額 2.0兆円＞

令和7年度補正予算

○ 推奨事業メニュー2.0兆円(うち食料品の物価高騰に対する特別加算:0.4兆円)

生活者支援

① 食料品の物価高騰に対する特別加算

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援

② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援

③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

④ 消費下支え等を通じた生活者支援

物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援

⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑨ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援

⑩ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能。

重点支援地方交付金の拡充

- 地方自治体において、地域の実情に合った的確な支援が行われるよう、**重点支援地方交付金を拡充**
 - ① **食料品の物価高騰に対する特別加算**（いわゆるお米券等）を措置
 - ② **賃上げ環境整備**（中小企業・小規模事業者、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者）を**推奨事業メニューに追加**。
- 地方自治体における**速やかな事業実施を依頼**

【推奨事業メニューによる対応】

【食料品の物価高騰に対する特別加算】

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するための支援

【事例】

- 食料品購入にも活用可能なポイントの追加付与事業【大阪府大阪狭山市】

・市内で食料品等の購入に利用できるさやりんポイントをチャージすると、チャージ額の20%を追加付与（上限2,000ポイント）

- 食料品の現物支給【岩手県遠野市】

・物価高騰の影響を受ける学生の生活支援として、特産品（4,000円相当）を支給

【賃上げ環境整備】

中小企業・小規模事業者の賃上げ環境を整備するための支援

【事例】

- 収益力向上に係る支援【山形県】

・収益力向上やDX推進に資する設備投資への補助（補助上限300万円等）

- 賃上げに係る支援【群馬県】

・従業員の賃金を5%以上引き上げた中小企業等を対象に、従業員1人あたり5万円（上限40人）を支給

【コスト高対策】

中小企業等や農林水産事業者の物価高騰によるコスト高対策のための支援

【事例】

- 中小企業の価格転嫁に係る支援【山梨県】

・価格転嫁や賃上げ環境の整備等に取り組む事業者に対し、経営支援の専門家を派遣

- 農業資材等に係る支援【千葉県山武市】

・農業資材等の価格高騰によって生産コストが増加している農業者に支援金を支給

※「地方公共団体における水道料金の減免」にも活用可能であることを明記（R6補正～）

【速やかな事業実施に向けて】

- ・国と地方の協議の場（11月14日・総理出席）を活用して、国から地方に対して速やかな支援の実施を依頼。
- ・11月21日の経済対策閣議決定時に、総理から交付金規模を発言し、各地方自治体の交付限度額の目安を通知。
- ・関係省庁から自治体に対して、各分野の優良事例の発信、早期活用の働きかけ。
- ・地方公共団体における迅速な執行を促すよう、事業の開始状況を定期的にフォローアップ。

令和7年度補正予算 重点支援地方交付金 食料品の物価高騰に対する特別加算について

- 令和7年11月に閣議決定された総合経済対策を踏まえ、重点支援地方交付金について、**生活者に対する食料品の物価高騰への支援**を更に手厚く実施していただけよう、**市区町村に対して、4,000億円を特別加算すること**としています。
- 本特別加算は、**市区町村に対して、交付限度額全体の中で、対応いただきたい必須項目**として交付することとしておりますが、その具体的な事業内容は、以下を踏まえ、**地域の実情に応じて、各市区町村においてご判断いただくこと**としています。

✓ 支援の対象・方法・支給額など

- 全国一律に実施するものではなく、支援対象・交付方法・支給額などについては、地域の実情に応じて設定することが可能。
 - 生活者への食料品の支援が事業内容に含まれるならば、広く消費下支えの取組（食料品以外も購入できる商品券など）としての活用も可能（必ずしも食料品のみに限定した支援とする必要はない）。
- 〔 例） * 対象：低所得者世帯、高齢者世帯、子育て世帯、全世帯など * 方法：商品券、電子クーポン、現物支給、現金など
* 支給額：プレミアム商品券事業として上限●千円支給など 〕

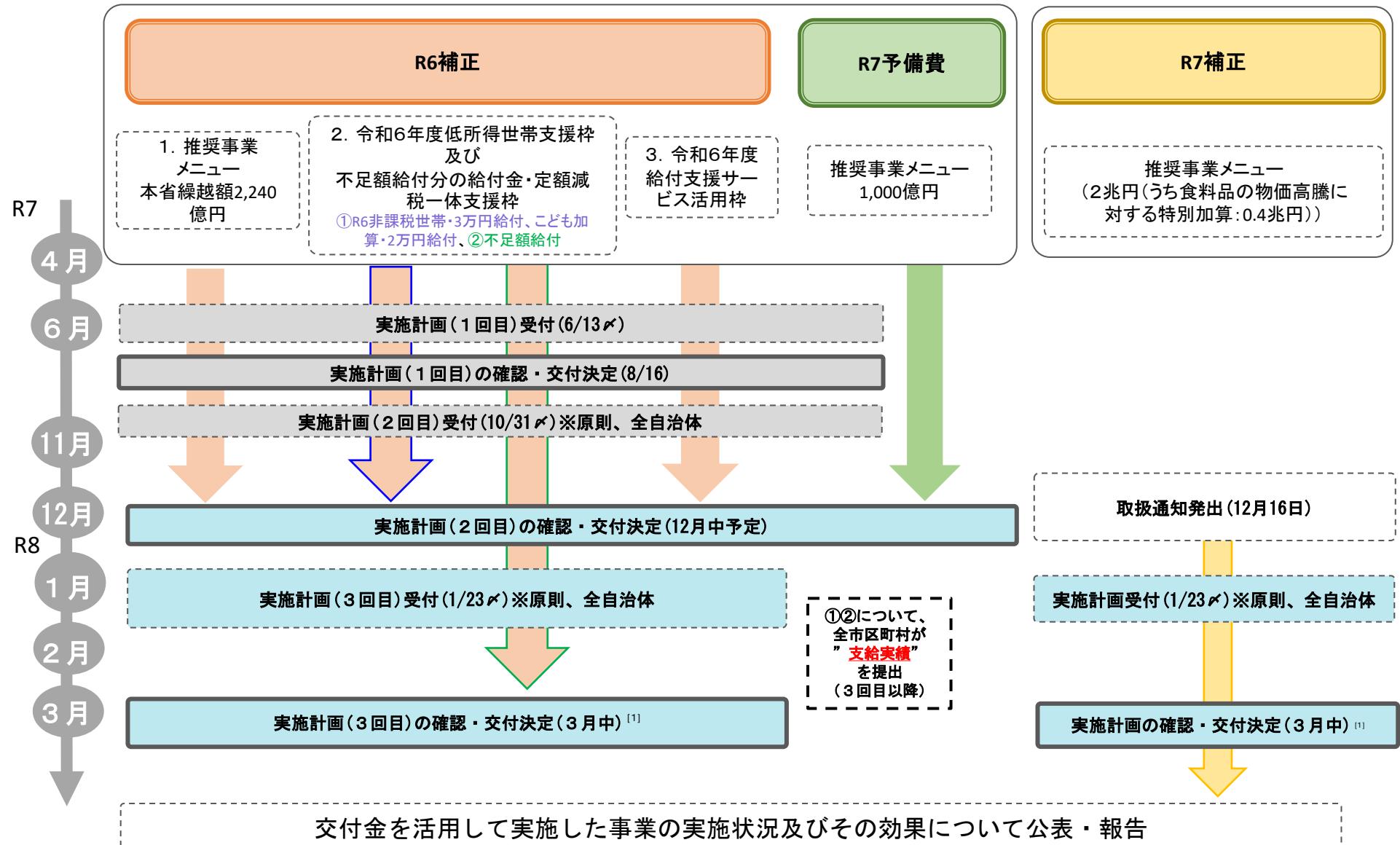
✓ 特別加算分の交付限度額の扱い

- 食料品の物価高騰に対する特別加算分の交付限度額は、市区町村に対して交付限度額の内数として、別途明示して通知。
- 生活者への食料品の物価高騰に対する支援については、上記特別加算分の交付限度額を超えて、それ以外の交付限度額と合算して実施することも可能。

✓ その他の留意事項（本特別加算分を含め、推奨事業メニューを活用する事業を実施する場合に共通の留意事項）

- 事業の実施に当たっては、速やかな支援の実施や事務コストの削減が図られるよう工夫。
- 国の重点支援地方交付金を活用した事業であることを明記することを徹底。
- 事業の実施状況について、定期的なフォローアップを実施。

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の執行スケジュール



[1]実施計画の受付から確認に一月程度、確認から交付まで一月程度必要

「重点支援地方交付金」を活用した 地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進について

内閣府地方創生推進室
総務省自治行政局

- 重点支援地方交付金は、地方公共団体が、**物価高騰の影響を受けた生活者や事業者**に対し、**地域の実情に応じて、きめ細かに支援**を実施する事業に活用されています。
- 本交付金については、**地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）**を含めた**価格転嫁の円滑化**のためにも活用することが可能です。

趣旨

○物価高騰に直面する地域の課題

- ✓ 地域経済を支える中小企業の**賃上げが重要**
- ✓ 地方公共団体における入札不調が増加



○行政が率先した価格転嫁の促進が不可欠

- 地方公共団体が行う公共調達において**労務費を含めた価格転嫁を促進**
- 地域の中小企業の**賃上げ原資を確保**
- 国として、**実質的な賃上げにつながる価格転嫁分を支援**



○全国に価格転嫁の動きを波及

- **地域の中小企業における賃上げの機運を醸成**
- **賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現**

重点支援地方交付金の活用方法

○対象とする事業

- ・地方公共団体が行う**行政サービス、公共施設の整備等の公共調達**

○対象とする費用

- ・物価高騰への対応を目的とした、**労務費を含めた調達価格の価格転嫁分（実質的な賃上げにつながるもの）**

○具体的な取組みのイメージ

- ・公共調達の**入札・再入札や、契約変更**において、**当初の予算で想定していなかった労務費等の実勢価格の上昇を踏まえた価格分を上乗せ**
- ・**価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できる書類の提出**を求める

活用にあたっての留意点

※官公需法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針～取引適正化・価格転嫁促進に向けて～」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）等を踏まえ、適切な価格の設定や価格転嫁となるよう留意願います。

※事業終了後に地方公共団体において効果検証を実施するとともに、国としても効果検証を実施することに留意願います。

「重点支援地方交付金」を活用した地方公共団体発注の 公共調達における価格転嫁の促進について

- 重点支援地方交付金は、地方公共団体が、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に応じて、きめ細かに支援を実施する事業に活用されています。
- 本交付金については、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のために活用することが可能です。

令和6年度補正予算・令和7年度予備費における活用イメージ

～ 行政サービスにおける活用 ～

◆事業概要

- ・自治体が指定管理している介護老人保健施設職員の人工費を人事院勧告を受けて改訂するにあたり、委託料の賃金上昇分の一部に重点支援地方交付金を充当。

◆事業期間

- ・令和7年1月～3月

◆対象とする費用

- ・役務（契約変更）：1件
- ・交付対象経費：181万円

◆価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できる書類など

- ・事業者に積算資料の提示を求め、協議の中で賃上げ分に充当すると確認。
- ・事業終了後、実績報告で提出される執行額の内訳から人件費に充当されたかを確認。

自治体の声

- 公共施設使用料等の改訂には住民合意等時間を要するため、限られた財源から一般財源を捻出する形となりやや難があつたが、本交付金の活用によりスムーズに委託料の変更を行うことができた。

～ 公共施設の整備における活用 ～

◆事業概要

- ・市道や公園の維持・管理等にかかる公共調達において、人件費の高騰等により従来の公共発注では請け負うことが難しいという相手方の意向と自治体としてすぐに対応できない事情を踏まえ、重点支援地方交付金を充当。

◆事業期間

- ・令和7年4月～令和8年3月

◆対象とする費用

- ・工事、役務（新規契約）：2件
- ・交付対象経費：1,681万円

◆価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できる書類など

- ・委託する段階で、積算根拠資料（公共工事設計労務単価、見積書等）で実質的な賃上げに繋がるか確認したうえで、実績報告書にて再度確認。

自治体の声

- 自治体の財政が厳しい状況下、人件費も高騰していく中で本交付金を活用することで自治体の負担軽減になり、迅速に対応できるという点において非常にありがたい。